

教育再生実行会議 第12次提言（2021.6.3）の概要

－ポストコロナ期における新たな学びの在り方について－

拓殖大学名誉教授 山下 省蔵

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症は、世界中の人々の生命や生活をはじめ価値観や行動、さらには経済や文化など、社会生活全体に多面的な影響をもたらしてきた。

我が国においても、この感染症拡大が社会の様々な課題を浮き彫りにし、教育関係でみると学校における身体的距離の確保をはじめITC環境の早急な整備やこれまで認識されながら解決に至らなかったいろいろな課題についてコロナ禍を機に改めて考えてみる必要がある。

教育再生実行会議は、2013年に「21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築」をめざして官邸に設置された会議であり、設置後出された提言としては、第1次は「いじめ問題」、第2次は「教育委員会制度」が取り上げられている。

前提言にあたる第11次では「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について（2019.5）」が出されている。

2. ニューノーマル（新たな日常）における初等中等教育について

各学校では、感染症対策を徹底しつつも、GIGAスクール構想による一人一台の端末の本格導入によりICTの活用が進みつつあり、この機会に初等中等教育の在り方を問い直す契機とすべきであるとしている。

そのためには、学習者主体の視点を重視した教育を実現する必要がある、全ての児童生徒たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するために、次の取組の

推進を求めている。

(1) コロナ禍を契機としたICT活用の推進

我が国はコロナ禍を契機として、ICT活用の課題と可能性が明らかになり、臨時休業中の公立学校における同時双方向型のオンライン指導の実施状況は、設置者単位で見ると15%（2021.6）であり、学校におけるオンライン対応は遅れている。

OECDのPISA2018を見ても、日本は、授業でのデジタル機器の利用や家庭学習でのコンピュータ活用頻度が最も低い状況であり、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やICT活用の取組等が十分ではないとされている。

遠隔・オンライン教育を含むICT活用を経験した学校関係者等からは、そのメリットとしては、「学習等のログが残り支援しやすい」、「時間と空間の制約を受けずに教育活動が可能になる」、「不登校の児童生徒の学習機会が充実する」など、個別最適な学びと協働的な学びにも役立つと提起されている。

一方、課題としては、「オンライン対応の遅れ」や「ICT学習環境の格差」、「データ収集・活用の不十分さ」、「教師のICT活用指導力向上の必要性」などがあげられている。

今期のコロナ禍におけるICT活用の取組は、いわば緊急事態への対処としての側面が強く、あらかじめ計画的に進められたものではないため、今後、こうした点も含め、効果の検証・評価をしていく必要がある。

(2) 初等中等教育におけるデジタル化を推進

する上での視点

ポストコロナ期における初等中等教育のデジタル化の在り方を考えるとき、次の視点が重要であると提起している。

- ① 学校は、教師と児童生徒、児童生徒同士の直接的な関わり合いや多様な体験を通して学ぶ場としての「集う機能」に特に存在意義がある。
 - ② ICT 活用は、初等中等教育の新たな可能性を拓くものであり、「対面指導」か「遠隔・オンライン」指導かという二項対立でなく、対面指導を基本としつつ、児童生徒の発達段階や学ぶ内容に応じて、遠隔・オンライン教育を適宜取り入れ、双方の良さを最大限に生かすことが重要である。その際、病気療養中など学校で学びたくても学べない児童生徒には、対面指導が難しく、オンラインの活用が効果を発揮することに留意する必要がある。
 - ③ 遠隔・オンライン教育の効果等についてはデータによる現状把握や教育実践の検証・評価を通じて、知見を蓄積していく必要がある。
- (3) 新たな日常における初等中等教育

これからの社会を生きる児童生徒たちを育むため、個人と社会全体のウェルビーイング (well-being= 身体的・精神的・社会的に良好な状態にあるという概念) の実現を念頭に置きつつ、学習者主体の視点を強く意識した教育活動を展開していくことが重要である。

そのためには、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することを通して、児童生徒の主体的・対話的で深い学び (アクティブ・ラーニング) を実現できるように教師は授業の改善に努める必要がある。

その際、児童生徒たちが主体的に、ICT を「文房具」として活用したり、電子書籍を含む多様な資料を選択・活用したりして、柔軟な学びのスタイルができるように指導をする必要がある。

こうした主体的な学びを通して育成される資質・能力こそが緊急時の円滑な学びの継続に役

立つとしている。

こうした取組を進めるにあたっては、学習に関するデータ (学習履歴: スタディ・ログ) や生活・健康に関するデータ (ライフ・ログ)、教師の指導・支援等に関するデータ (アシスト・ログ) を適切に収集し、活用していくことが極めて重要である。これにより、児童生徒たちの探究的な学びが充実するとともに、教師は児童生徒一人ひとりに応じた指導や児童生徒の抱える問題にいていねいに対応することが可能となる。

さらに行政には、これらのデータを活用して、学校現場の現状を把握し、政策立案に活かすことを求めている。

① データ駆動型の教育への転換

これからの教育は、ICT を活用し、上記した各種データを有効に活用する教育指導へと転換する必要がある。

これにより、学習履歴等の教育データを活用した一人ひとりに応じた指導や、児童生徒の状況や発達段階に応じた対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化などが可能となり、学びの変革の推進が期待できる。

また、デジタル教科書の普及促進や教材・コンテンツの開発についても推進する必要がある。その際、オンライン上の様々な学習コンテンツや民間の知見も適切に活用すべきである。

これらの取組の推進にあたっては、児童生徒たちが、自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に付けることができるよう、学習者主体の学びのカリキュラムやその環境等について整備する。

② デジタル教科書・教材・コンテンツの普及

国は、2024 年度を見据え、デジタル教科書に関する全国的な検証の結果も踏まえ、紙の教科書との関係、無償措置の対象、検定・採択などの制度上の位置づけや、標準的な規格や機能について、財政負担も考慮した上で、今後の在り方を明確にすべきとしている。

その際、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する方策を検討するとともに、デジタル教科書と質の高い多様なデジタル教材との連携を推進し、どこの地域でも充実した学習コンテンツが活用できるような環境整備を求めている。

③ 学びの継続・保障のための方策

コロナ禍はもちろん、今後新たな感染症の流行や災害などの不測の事態が生じた際にも、学校やその設置者は、学校教育活動を継続し、全ての児童生徒たちの学びを保障していくことが極めて重要である。

併せて、そうした不測の事態が生じた時に、児童生徒たちが主体的に考え、適切に判断し行動できるような資質・能力を育む必要がある。

また、年々増加する不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた多様な支援の強化が求められる。特に不登校が将来の孤独・孤立の入口となり得ることも踏まえ、関係府省庁や民間団体とも連携し、ICTの活用等により多様な支援を不登校児童生徒に提供するとともに、障害のある児童生徒等を含め、誰一人取り残さない取組を求めている。

そのためには、国は学校・家庭において学習・アセスメントが可能となるオンライン学習システムを開発し、希望する全国の小・中・高等学校等で活用できる体制づくりを求めている。

④ 学びの多様化について

ICTを活用した学びの推進に伴って、履修主義と修得主義を二項対立でとらえるのではなく、発達段階に応じて両者の最適な組合せを図り、履修主義を基盤としつつ、可能な限り修得主義の考え方を取り入れた教育の実現を求めている。

また、学年・学校段階を超えた学びや、高等学校教育と大学教育との円滑な連携・接続の観点から、大学教育の先取り履修など、学びの多様化を推進する必要があるとしている。

(4) 新たな学びに対応した指導体制等の整備

これからの教師は、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、教育データを効果的に活用しながら、児童生徒たちの学びをファシリテートしていく（「facilitate」課題解決に向けて自発的で能動的な行動を促す）ことが求められる。このため、国は、学校におけるICTの活用とその効果を最大化する少人数によるきめ細かな指導体制を車の両輪として、一人ひとりに寄り添った指導ができるようにしていく必要がある。

具体的には、データ駆動型の教育を強力に推進するとともに、少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備、教師の質の向上、多様な人材の活用、働き方改革等を総合的かつ効果的に組み合わせて実現するよう求めている。

① 児童生徒の少人数によるきめ細かな指導体制と施設設備の整備

国においては、義務標準法を改正し、2021年度から5年間で公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準を第1学年と同様にすべての学年の定数を40人から35人に引き下げるとともに、そのために必要な教職員定数を計画的に改善するとしている。

こうした改革と同時に、教師の質の向上、多様な人材の活用、働き方改革等を進めるとともに、その取組状況の検証等を踏まえ、学校の望ましい指導体制の在り方について検討することが求められる。

また、幼児教育の充実や、障害のある児童生徒の多様な学びの場の一層の充実・整備に向けた望ましい指導体制の在り方についても引き続き検討することを求めている。

② 教師の指導力の向上

我が国の学校教育は、全国の学校現場で多くの教師が真摯に教育活動に取り組んでいることによって支えられてきたが、コロナ禍で大きく変化しつつある社会に柔軟に対応していくためには、教師をはじめとする学校関係者にも変化

に応じた意識改革を求めている。

特に教師の指導に関しては、学習者主体の視点を強く意識して教育活動にあたる必要があるとし、一斉授業を前提とした、いわゆる「チョーク・アンド・トーク」の指導から、今後はICTも活用した協働的な学びを強化し、児童生徒同士の議論をファシリテートする力やICTを有効活用する指導力の強化を求めている。

③ 多様な人材の活用

学校が社会の変化に適切に対応するには、教師が全ての業務を行うという発想から転じて、校長の下にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ICT支援員、事務職員など多様なスタッフが専門性を生かしつつ協働して学校運営にあたる「チーム学校」の意識を共有することを求めている。

④ 教員の養成・採用

大学の教職課程においては、教科等横断的なICT活用に関する科目の新設など、抜本的改革を図る必要がある。

また、教師に求められる資質能力を国内外の研究成果を踏まえて明らかにし、教員免許の在り方、教職課程の高度化や教員養成大学の在り方等について総合的な観点から見直しを迫っている。さらに、社会の多様な人材が現場に柔軟に参画できるよう、特別免許状を含む教員免許の在り方を見直し、大学の教職課程を修了していなくとも教師になれるようなルートも確保する。併せて、小学校と中学校の両方の免許状を取りやすくする制度的措置を講じる必要もある。

3. ニューノーマルにおける高等教育の姿 —国際戦略とその実現のための方策—

緊急事態宣言下の2020年5月時点では、約9割の大学・短大・高等専門学校が全面的に遠隔授業を実施する状況にあったが、その後の調査では、ほぼ全ての大学等が面接授業を実施し、そのうち約8割の大学等が面接授業と遠隔授業を併用した授業を展開してきている。

各高等教育機関においては、その多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、何を身に付けることができるのか」を明確にし、学修者本位の教育の実現を求めている。

特に、これからの社会においては、個人と社会全体のウェルビーイングの実現のため、初等中等教育と連携を図りながら、学修者が自ら意欲的・主体的に学び、成長することができるように、学びの多様化を進め、より多くの人に対して高等教育を受ける機会を提供することが求められると指摘している。

そして、我が国の高等教育のシステムを「入口での質保証」から「出口における質保証」へと転換していくことを求めている。

また、大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の推進については、全ての学校種で一律に秋季入学へと移行するのではなく、まずは大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化について、産業界における新卒一括採用やメンバーシップ型中心の採用・雇用慣行の改革と併せた取組を進めていくべきとしている。

4. データによる政策立案とその基盤整備

国の政策の立案・実施にあたっては、現状を的確に把握した上で政策の効果を検証しつつ進める必要がある。これまで教育に関しては、この部分が十分ではなかった面があるとし、今後、政府全体のデジタル化の推進の一環として、教育のデジタル化を進め、データ駆動型に転換する中で、教育政策においても各種のデータを効果的・効率的に取得し、学術的な知見も踏まえ分析し、これらの結果を活用して効果的な政策を立案し、実施していくことを強く求めている。

5. 終わりに

政府をはじめとする各府省庁においては、提言の内容を確実に実行する施策を講じ、地方公共団体や学校現場は、提起された課題について具体的な取組を進めるよう求めている。